

令和二年三月三日受領
答弁第七五号

内閣衆質二〇一第七五号

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出羽田空港新飛行ルート実機飛行確認時のデルタ航空社、エアカナダ機の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出羽田空港新飛行ルート実機飛行確認時のデルタ航空社、エアカナダ機の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「実機飛行確認における運用を行わなかった理由」については、東京国際空港における新たな飛行経路のうち南風好天時に運用される進入経路（以下「南風好天時経路」という。）に係る「実機飛行確認」の実施時間内において、東京国際空港へ着陸するデルタ・エアー・ラインズ・インクの航空機が存在しなかったためと承知しており、御指摘の「新たに採用された着陸方法の「安全性」が確認できていない」旨の同社の認識については把握していない。

二について

お尋ねの「ダイバートした理由」については、御指摘の「二月二日」の時点において、エア・カナダが南風好天時経路の運航に向けた社内準備中であったためと承知しており、同社における御指摘のような「懸念」の有無については把握していない。

三について

三・五度の降下角を含む南風好天時経路における進入方式については、当該降下角が我が国及び諸外国の複数の空港の進入方式において採用されていることや、航空会社の協力により航空機の性能、気象等に係る複数の条件を設定した上でシミュレーターによる安全性の確認を行っていること等を踏まえ、安全性の問題はないものと考えており、南風好天時経路の運用に当たって「国内外の航空会社に対してパイロットへのシミュレーターによる新飛行ルートに対応する訓練の推奨や義務付け」を行うことは考えていない。